

(一関市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前			改正後		
別表第1 (第7条関係)			別表第1 (第7条関係)		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
電気器具等(消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。)を 持込使用する場合の電 気料金	コンセント1か所に つき1時間(コンセ ント1か所当たりの消 費電力は1500Wまで とする。)	50円	電気器具等(消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。)を 持込使用する場合の電 気料金	コンセント1か所に つき1時間(コンセ ント1か所当たりの消 費電力は1500Wまで とする。)	50円
			<u>ブライトヒーター</u>	<u>1台につき1時間</u>	<u>400円</u>
			<u>ジェットヒーター</u>		
			<u>ブライトヒーター及 びジェットヒーター 以外の暖房設備</u>		<u>40円</u>
備考 改正の部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。